

半田市高度先端産業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月十日

半田市長 久世 孝 宏

半田市条例第二十三号

半田市高度先端産業立地促進条例の一部を改正する条例

半田市高度先端産業立地促進条例（平成二十三年半田市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「に新たに機械設備を設置すること」を「の機械及び装置の過半を入れ替えること」に改める。

第二条第九号を削り、第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 中堅企業者 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条に規定する企業をいう。

九 みなし大企業 中小企業者又は中堅企業者のうち、次に掲げるいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の二分の一以上を同一の大企業が所有している企業

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の三分の二以上を大企業が所有している企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の二分の一以上を占めている企業

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウのいずれかに該当する者が所有している企業

オ アからウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている企業

十 大企業 中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。

十一 企業グループ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「財務諸表等規則」という。）で定められている連結会社、非連結子会社及び関連会社をいう。

第二条に次の一号を加える。

十三 常用雇用者 工場等を主たる勤務地とし、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九

号)の規定に基づく解雇の予告を必要とする者をいう。

第四条第一項第二号中「百分の十」の下に「(みなし大企業は百分の九)」を、「百分の五」の下に「(みなし大企業は千分の四十五)」を加え、「機械設備を設置」を「機械及び装置を増設」に、同条第二項中「一事業者」を「同一の事業所における同一事業において、」に改め、次のただし書きを加える。

ただし、中小企業者及び中堅企業者(いずれもみなし大企業を除く。)についてはこの限りでない。

第四条に次の一項を加える。

4 過去にこの奨励金の対象となった工場等がある企業グループ内の事業所の敷地内に当該企業グループ内の企業(自社も含む。)が工場等の新設等をする場合の奨励金のうち市が負担する額の総額は、当該企業グループで十億円を限度とする。ただし、財務諸表等規則で定められている持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。

第五条第一項第一号中「五十億円以上」の下に「(中堅企業者にあつては二億円以上)」を、「中小企業者」の下に「及び中堅企業者」を加え、同項第二号中「新規常用雇用者が二十人以上であること」を「常用雇用者が十人以上(中堅企業者にあつては五人以上)増加すること」に改め、同条第二項第二号中「新規」を削り、「であること」を「増加すること」に改め、同条第三項中「新規」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の半田市高度先端産業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定の申請を行った者について適用し、同日前に指定の申請を行った者については、なお従前の例による。